

第1章 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉とは

① 地域福祉の定義

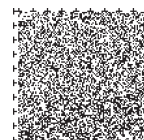
地域福祉とは「住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活（くらし）を送ることができるような状態を創っていくこと」をいいます。

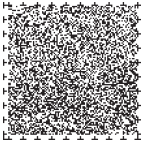
② 「自助」「互助」「共助」「公助」の働き

地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる人など、さまざまな人が生活しており、それぞれの人の多種多様な悩みや問題が、それぞれの人に固有の生活課題・福祉課題を作り出しています。

そのすべてに、本人や家族だけで、あるいは、公的なサービスだけで対応することは困難であり、生活課題・福祉課題への対応は、自らの力で問題解決を図る「自助」、隣近所等で助け合う「互助」、地域で組織的に支え合う「共助」、公的な支援や福祉サービスといった「公助」のそれぞれの働きが生き、また、それらの連携・協働の仕組みが生きることによって図られるべきものです。

そのため、精華町（以下、本町という。）の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に連携・協働していくことが重要です。





(2) 計画策定の背景

① 国の動き

国では「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置して係る取り組みの推進を図るとともに、平成 28 年 10 月からは「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などの議論を進めてきています。

平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。改正後の社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明確に規定されるとともに、地域福祉計画は、高齢・障害・児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、平成 29 年 9 月には地域力強化検討会の「最終とりまとめ（次頁参照）」が公表され、市町村の包括的な支援体制づくりに向け、以下の 3 点が必要な要素として掲げられました。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- 市町村における包括的な相談支援体制

② 京都府の動き

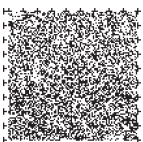
府では、府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画の策定のための指針として、「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を平成 31 年 3 月に策定しています。

<基本理念>

「年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。」

<施策の方向>

- 1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進
地域福祉を推進するための基盤の整備／地域のリーダーとなる人材の配置と育成／地域における包括的な相談・支援体制の構築
- 2 地域で支え合うための人材
地域活動を担う人材の連携／地域福祉の推進役の確保／積極的な広報啓発と福祉教育の充実
- 3 様々な地域福祉課題に対する取組
専門機関との連携による課題の解決／制度の狭間に対する支援／生活を支援する取組
- 4 人にやさしいまちづくり
施設等の環境整備／ともに支え合うやさしい心のつながりづくり／安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- 5 災害時にも強い地域福祉
安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり／いち早い日常生活の復旧に向けた支援

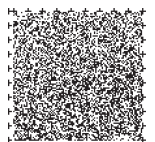


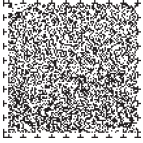
③ 本町の動き

本町では、平成21年3月に「世代をこえて安心して住めるまち」を基本理念に掲げ、「精華町地域福祉計画（以下、「第1次計画」という。）」を策定し、本町の地域福祉の取り組みをスタートさせたところです。

平成26年3月には、「第1次計画」を引き継いだ「第2次精華町地域福祉計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定し、階層的な「福祉圏域」を新たに設定しつつ、住民や関係団体が行政とともに、地域の課題を自らの課題と受け止めて行動できるよう、住民の主体的な活動への支援や、地域連携の強化に向けた環境整備などに取り組んできました。

そして、第2次計画の計画期間中、国において福祉に関する各種法制度の整備が進み、前述の社会福祉法の改正など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化したことから、第2次計画期間中ではありますが、抜本的な改定を図るべき状況となったところです。





地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

厚生労働省「地域力強化検討会」の「最終とりまとめ」概要資料より抜粋

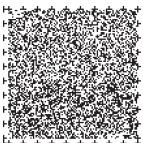
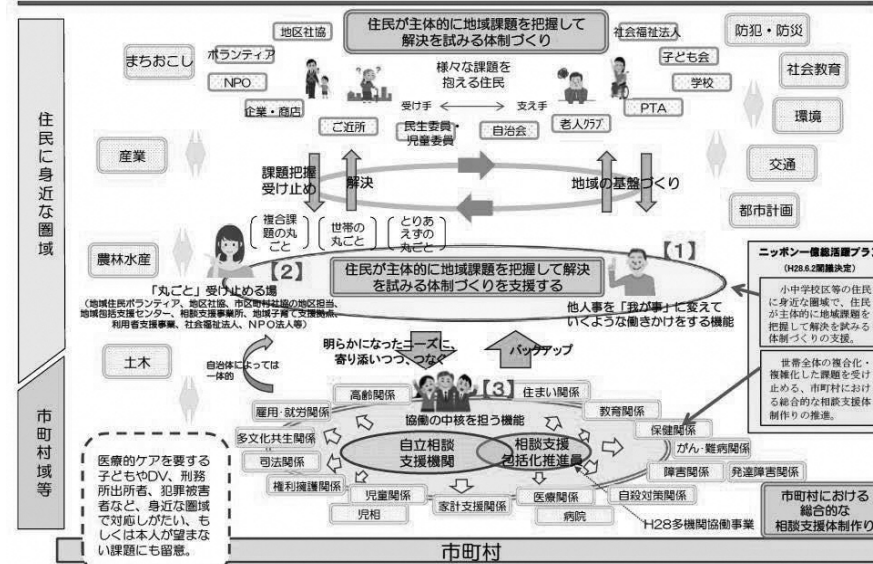
<今後の方向性>

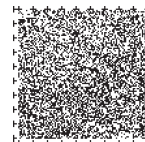
- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

<市町村における包括的な支援体制の構築>

- [1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
 - 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
 - ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。
- [2] 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
 - 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
 - ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- [3] 市町村における包括的な相談支援体制
 - 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
 - ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ





(3) 法的根拠

この計画は「社会福祉法第 107 条の規定」に基づき策定する「市町村地域福祉計画」です。同法は、平成 29 年 2 月 7 日に厚生労働省が取りまとめた「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を受けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）」により改正されました。

これまで「市町村地域福祉計画」は任意の策定となっていました。改正後には策定の努力義務が明記されました。また、包括的な支援体制の整備のため、高齢・障害・児童等の福祉の各分野の計画の「上位計画」としての役割が示されたところです。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

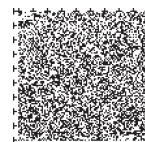
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

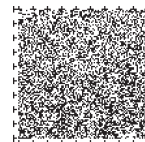
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(4) 計画の位置づけと計画期間

本町のまちづくりの最上位計画である「精華町第 5 次総合計画（平成 25（2013）～平成 34（2022）年度）」の、福祉分野の計画です。「第 2 次精華町地域福祉計画（平成 26（2014）～平成 35（2023）年度）」を半期で見直すなかで、法改正を踏まえて福祉分野の最上位計画となるよう抜本的に改め、「第 3 次精華町地域福祉計画」として策定したものです。

平成 31（2019）～平成 35（2023）年度 を計画期間とします。





② 上位関連計画の概要

「精華町第5次総合計画」

「人を育み未来をひらく学研都市精華町」を基本理念とする、本町のまちづくりの最上位の計画です。10年後の地域福祉の目標像として「地域で支え合う温もりのあるまち」を掲げています。

「精華町第8次高齢者保健福祉計画・精華町第7期介護保険事業計画」

「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに 元気に暮らせる 精華町」を基本理念とする、本町の高齢福祉分野の基本的な計画であり、また、介護保険サービスの計画的な提供を図る計画です。「誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち」「介護等が必要になったときの安心があるまち」を計画目標に掲げています。

「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」

本計画と同時に改定した、本町の障害福祉分野の基本的な計画であり、「障害があってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町」を基本理念とし、「誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける」「誰もが安心して毎日の生活をおくれる」「人権侵害や差別のない、地域共生社会となっている」を計画目標に掲げています。

「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」

「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」との整合のもとで、障害がある人の生活支援サービスや一般就労等について、数値目標を定めて計画的なサービス提供を図る計画です。

「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」

「子どもと家庭、地域はひとつ！ にこにこ子育て、すくすく精華」を基本理念とする、本町の児童福祉分野の基本的な計画であり、また、保育等のサービスの計画的な提供を図る計画です。「子どもがたくましく伸びやかに育っていけるまち」「安心して子どもを生み育てていけるまち」「地域ぐるみで子ども・子育てを見守るまち」を計画目標に掲げています。

「第2期精華町健康増進計画」

「笑顔・ささえあい・健やか 元気なまち せいか」を基本理念とする、本町の保健分野の基本的な計画です。「正しくおいしく食べましょう」「楽しく身体を動かそう」「みんなでニコニコ健康生活」「笑顔でいきいき過ごしましょう」を基本目標に掲げています。

「第4次精華町地域福祉活動計画」

「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を基本理念とする、精華町社会福祉協議会が策定し推進している計画です。「住民が主役の地域福祉活動を支えます」「住民の権利を守り、地域生活を支えます」「時代の変化に柔軟に対応できる組織を旨とします」を基本方針に掲げています。

